

# 1事業につき

# 5

# 万円 給付金

申請は、邑楽町中央公民館で受け付けます



町では、新型コロナウイルス感染症予防のため中止または延期となった芸術文化事業の主催者に対し、邑楽町芸術文化事業持続化給付金を交付します。



給付対象の  
芸術文化事業

次の全てに該当すること

- ①町内での実施を予定していた事業
- ②不特定多数の集客を予定していた事業
- ③新型コロナウイルス感染症予防対策により、中止または延期となった事業
- ④中止または延期の決定前に広報活動がされていた事業
- ⑤中止または延期の決定前に3万円以上の支出が発生していた事業

邑楽町芸術文化事業持続化給付金の給付に該当する対象者は、申請書類に必要事項を記入し、関係書類を添付して邑楽町中央公民館へ申請してください。

申請期限は 令和4年3月31日木 です。忘れずに申請してください。

## ■申請の手順

1  
申請

【様式第1号】  
邑楽町芸術文化事業持続化給付金  
交付申請書兼実績報告書

添付書類

【様式第2号】  
邑楽町芸術文化事業持続化給付金  
交付請求書

2  
審査

町による審査

3  
給付

申請者指定の  
口座へ振り込み

- ①芸術文化事業の期日や会場が分かる資料の写し  
(\* 例えば…企画書、計画書など)
- ②芸術文化事業の広報資料の写し  
(\* 例えば…ポスター、チラシなど)
- ③3万円以上の支出が分かる資料の写し  
(\* 例えば…領収書、口座振込書など)
- ④その他町長が必要と認める書類

※給付金対象者が、不正の手段により給付金を受けたときやその他給付金交付の条件に違反したことが判明した場合、給付金の交付を取り消し、給付金の返還をしていただくことがあります。

申請・  
問合先

邑楽町中央公民館 0276-88-1177

受付時間  
火～土曜日(祝日・年末年始除く)  
午前9時～午後5時